

株式会社横浜銀行と相模原市との地域活性化に関する連携協定書

株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」という。）と相模原市（以下「市」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜銀行と市が積み重ねてきた協力関係をより発展させるとともに、包括的、継続的な連携により、市の地域資源を有効に活用し、地域の持続的な成長・活性化を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 横浜銀行及び市は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を連携及び協力して実施するものとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、双方が協議して決定する。

- （1）地域経済の活性化に向けた取組に関する事。
- （2）地域経済を支える人材育成に関する事。
- （3）市と事業者等との連携促進の支援に関する事。
- （4）地域社会への貢献に対する取組に関する事。
- （5）その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関する事。

（守秘義務）

第3条 横浜銀行及び市は、協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、横浜銀行又は市のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 横浜銀行又は市が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第 6 条 本協定に定めのない事項は、横浜銀行及び市が協議の上別途定める。また、本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 8 月 2 1 日

神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号

株式会社横浜銀行

代表 代表取締役頭取 大 矢 恭 好

神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市

代表 相模原市長 本 村 賢 太 郎